

ひたちなか市復興計画

平成24年8月

ひたちなか市

目 次

第1 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 計画の推進体制	1
第2 計画の目標	2
第3 復興計画の体系	3
第4 復興に向けての課題	4
第5 復興施策の推進	
1 防災力の強化	
(1) 防災対策の強化	5
(2) 地域の防災力の向上	8
(3) 原子力防災対策の充実	10
2 災害時の安全安心の確保	
(1) 避難所・避難路の機能強化	12
(2) 安全安心な施設等の整備	16
(3) 公共施設等の有効活用	18
3 産業の活性化	
(1) 企業誘致の推進と雇用対策	19
(2) 産業の振興	21
4 地域の活性化	
(1) 新たなまちづくりによる賑わいの創出	27
(2) 協働のまちづくり	28
(3) 未利用施設の有効活用	29
(4) 公共交通体系の再編整備	30
5 再生可能エネルギーの導入	
(1) 再生可能エネルギー導入の検討	31
資料編	
復興計画用語解説	32
総合企画審議会諮問書・答申書	34
ひたちなか市総合企画審議会委員名簿	36
ひたちなか市復興計画 策定の経過	37

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

東日本大震災により発生した地震と津波により、公共施設をはじめ、多くの住宅、事業所、港湾、水産施設、生活インフラが甚大な被害を受け、さらに、福島第一原発事故の影響により、夏の海水浴客、那珂湊お魚市場、国営ひたち海浜公園への観光客が激減するなど、本市の市民生活や経済活動は多大な損失を被りました。

震災直後から、甚大な被害を受けた地域の都市機能や社会経済活動の早急な復旧を進めておりますが、さらに、災害に強いまちづくり、そして、市民協働のまちづくりによる計画的な復興を推進するため、本年2月に「ひたちなか市復興ビジョン」を策定しました。

ひたちなか市復興ビジョンに掲げた「防災力の強化」「災害時の安全安心の確保」「産業の活性化」「地域の活性化」「再生可能エネルギーの導入」の5つの柱を復興に向けた方針とし、施策を着実に推進するため「ひたちなか市復興計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

第2次総合計画後期基本計画を補完する、震災対策の特別計画と位置付けます。

3 計画期間

平成24年度から27年度を計画期間とする中長期的な計画として、平成28年度からの「第3次総合計画（予定）」や「ひたちなか市地域防災計画」の見直しに的確に反映します。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28～
第2次 総合計画	→					
第3次 総合計画				→ 策定準備		第3次 総合計画
復興 ビジョン・計画	→	→				
地域防災計画		→				

4 計画の推進体制

①市民との協働による復興推進

多様な事業主体が連携・協力しあう自助・共助・公助の精神により、市民、地域団体、NPO、ボランティア、事業所、学校、行政などがそれぞれの役割分担のもとに総合的に取り組みます。

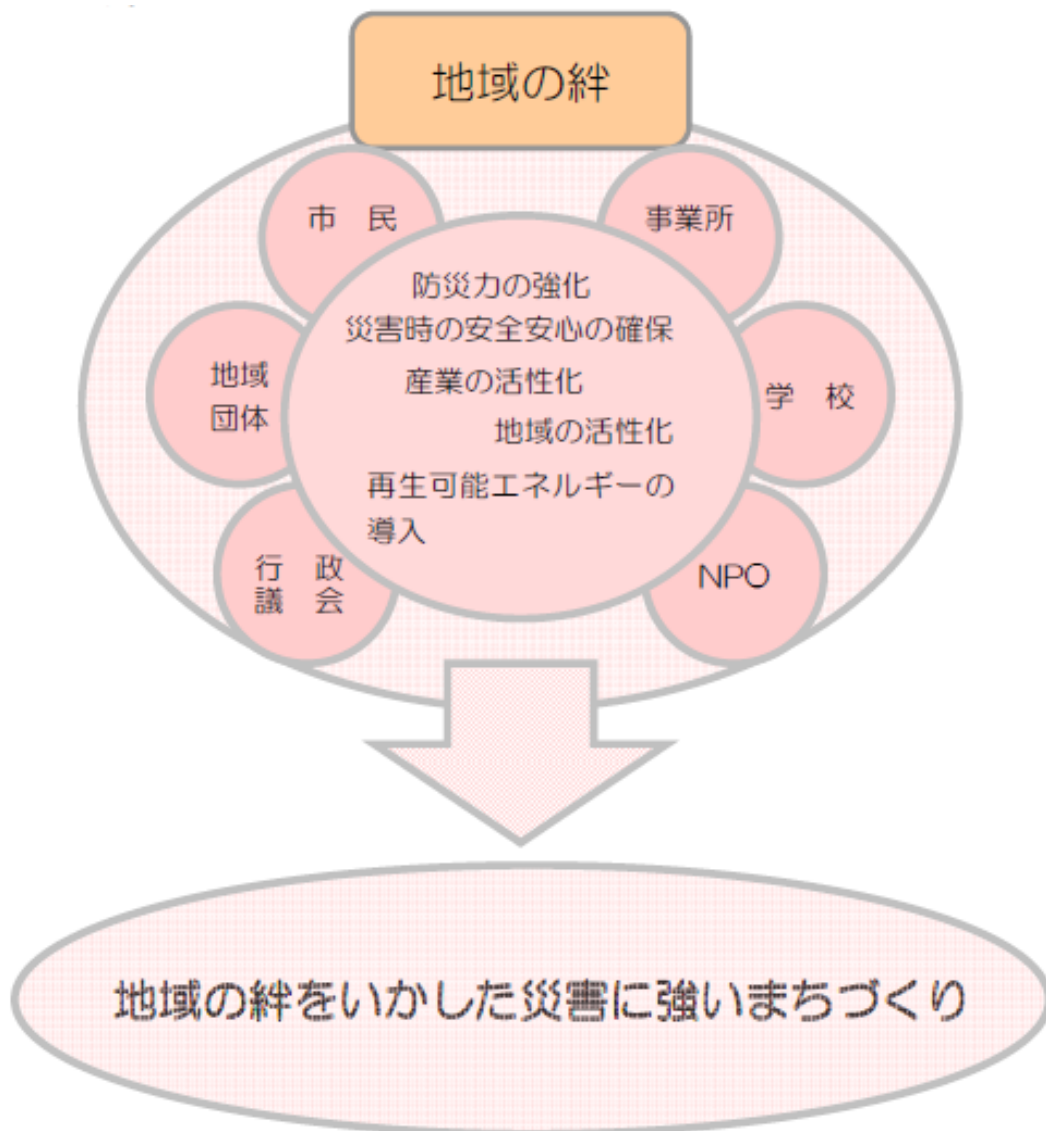
②復興財源の確保

国の交付金制度や復興特区制度を活用しながら、復旧・復興に必要な財源の確保を図り、新たな支援制度などの創設や見直しについて、引き続き国・県に要望していくとともに、基金や寄付金を有効に活用し、復興施策を着実に推進します。

第2 計画の目標

復興計画は、平成24年2月に策定した「ひたちなか市復興ビジョン」の基本理念である『地域の絆をいかした災害に強いまちづくり』を実現するため、本市の地域力である市民力、産業力と市の知恵と想いを結集して、『元気な、活力あふれる ひたちなか市』を目指し、『もっと元気に ひたちなか！』を復興のスローガンに掲げ、復興施策を推進します。

『もっと元気に ひたちなか！』



第3 復興計画の体系

現状と課題

市民生活の支援 地域経済と産業の振興 都市基盤の整備
防災力の強化と安全安心の確立

復興ビジョン

～『地域の絆をいかした災害に強いまちづくり』～

1. 防災力の強化
2. 災害時の安全安心の確保
3. 産業の活性化
4. 地域の活性化
5. 再生可能エネルギーの導入

復興計画

～『地域の絆をいかした災害に強いまち』の形成～

ビジョン1 防災力の強化

- (1) 防災対策の強化
- (2) 地域の防災力の向上
- (3) 原子力防災対策の充実

ビジョン2 災害時の安全安心の確保

- (1) 避難所・避難路の機能強化
- (2) 安全安心な施設等の整備
- (3) 公共施設等の有効活用

ビジョン3 産業の活性化

- (1) 企業誘致の推進と雇用対策
- (2) 産業の振興

ビジョン4 地域の活性化

- (1) 新たなまちづくりによる賑わいの創出
- (2) 協働のまちづくり
- (3) 未利用施設の有効活用
- (4) 公共交通体系の再編整備

ビジョン5 再生可能エネルギーの導入

- (1) 再生可能エネルギー導入の検討

第4 復興に向けての課題

- 震災以前より安定した暮らしを早期に実現するため、防災対策の強化を図り、災害時における市民の安全安心を確保することが必要です。
- 公共施設や港湾をはじめとする市内各施設の復旧を進め、より強固な施設として整備することが必要です。
- 水道施設及び公共施設全般の耐震性の見直しと災害発生時の対応、安全性を重視した区画整理事業や民間開発における宅地造成、また、居住適地への宅地の誘導等を図り、災害時における安全安心を確保することが必要です。
- 企業生産活動や商業活動への支援、農業、水産業、観光業における風評被害対策を推進し、各産業活動の振興を図ることが必要です。
- 企業誘致や観光誘客宣伝などを推進し、より一層の産業の活性化を図ることが必要です。
- 東日本大震災や福島第一原発事故の教訓を踏まえ、地域防災計画の見直し、地域への支援のあり方を再検証し、自然災害に対する地域の防災力の強化や放射線量の測定、放射性物質の検査などの実施による市民生活の安全安心を確立することが必要です。
- 市民一人ひとりが防災意識を持ち、災害に対する備えをしておくことが必要です。
- 自主防災組織、関係機関などがそれぞれの役割を果たし、助け合い、支え合いながら、より一層、市民との協働のもと災害対策にあたり、地域活動の活性化につなげるのが極めて重要です。
- 避難所の場所、開設・運営のあり方、市民への情報伝達、避難所などからの情報伝達方法、物資の備蓄などへの対応を見直し、災害時の安心安全を確保することが必要です。
- 災害時における情報発信体制の強化を図ることが必要です。
- 公共施設などの空間放射線量測定や給食食材・農産物の検査、市民への測定器の貸出しを実施し、必要に応じ除染作業に取り組みながら、市民の不安や風評被害を払拭することが必要です。
- 被害が深刻かつ事故原因が未解明な福島第一原発事故をうけ、本市に隣接する東海第二原発の運転再開は、極めて重大な問題であり、原子力の安全確保と利用のあり方を慎重に検討することが必要です。

これらの課題を解決するために、復興ビジョンに掲げる5つの柱のもと、震災以前にも増して『元気な、活力あふれる ひたちなか市』を目指した復興施策を推進します。

第5 復興施策の推進

1 防災力の強化

(1) 防災対策の強化

【方針】

地域防災計画をはじめ職員初動体制などの見直しや災害拠点病院との連携体制，自治体間及び事業者との災害時応援体制の強化などにより，全市的に防災体制の強化を図るとともに，総合防災訓練などを通して，災害時における官民協働による防災対策の強化を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	地域防災計画の見直し	これまでの風水害・震災・原子力災害対策計画編に加え，津波災害対策計画編を新たに策定するなど，本市の防災対策の指針である「ひたちなか市地域防災計画」を，東日本大震災の経験を踏まえた内容に見直します。	市	H23～	
②	災害応急対策マニュアルの見直し	災害応急対策マニュアルを見直し，さらに迅速的確な初動体制の強化を図ります。	市	継続	
③	災害時要援護者支援マニュアル等の見直し（本掲） （再掲：P9 1(2)①）	高齢者世帯，介護認定を受けている方，障害のある方などを対象とした災害時要援護者支援マニュアルを見直し，支援体制の強化を図ります。 また，災害時に外国人への情報伝達を円滑に行うための情報伝達マニュアルを作成します。	市	継続	
④	総合防災マップの作成	避難所の位置をはじめ防災に関する情報や想定される災害情報を総合的に周知するため，専門的な検証結果を反映した総合防災マップを作成し，全世帯及び事業所等に配布するとともに，説明会を開催し市民等への周知を図ります。	市	H23～	
⑤	津波ハザードマップの見直し	最新の津波浸水情報により，津波浸水予想範囲を見直した津波ハザードマップを作成し，浸水が予想される世帯や事業所等に配布するとともに，説明会を開催し市民等への周知を図ります。	市	H24～	
⑥	避難誘導板の設置	沿岸地域の津波浸水予想範囲に避難誘導標識や海拔表示看板を設置し，地域住民や観光客の津波避難対策の強化を図ります。 【復興交付金事業】	市	H24～	

⑦	総合防災訓練の実施	自主防災組織や消防団などの関係機関の協力のもと、災害時要援護者等の安否確認と避難誘導、避難所の運営を中心に市民参加型の総合防災訓練を実施します。	市・自主防災組織・消防団	継続	◎
⑧	地域独自の防災訓練等への支援	自主防災組織が独自に取り組む防災訓練活動を支援します。	市・自主防災組織	継続	◎
⑨	自治体間連携強化の促進	災害時相互応援協定を締結している市町村との情報交換を行い、連携強化を図ります。	市	継続	
⑩	自治体間の災害時相互応援協定締結の促進	広域的な避難施設、物資、給水を確保するため、他自治体との災害時相互応援協定の締結により、災害時における効果的な連携強化を促進します。	市	継続	
⑪	事業者等との災害時応援協定等の充実・拡大	食料や飲料水、レンタル資機材などを確保するため、事業者との災害時応援協定の拡大・充実を図ります。	市・事業者	継続	◎
⑫	災害対応に係る燃料の確保	緊急車両、災害復旧などに使用する車両及び発電機等の燃料を確保するため、茨城県石油業協同組合ひたちなか支部と連携し、災害時の燃料確保を図ります。	市・茨城県石油業協同組合	H23～	◎
⑬	災害拠点病院との連携確保	災害拠点病院であり、地域医療支援病院である日立製作所ひたちなか総合病院と市内医療機関との連携を推進します。	市・病院	H23～	◎
⑭	災害拠点病院での給水源確保への支援	災害に備え、大量に使用する水を確保するため、日立製作所ひたちなか総合病院が行う井戸施設の整備を支援します。	市・病院	H24～	◎
⑮-1	防災行政無線の整備（本掲） （再掲：P15 2(1)方針3⑥）	津波浸水予想範囲である茨城港常陸那珂港区内や磯崎町地内に防災行政無線の屋外放送施設を新設します。	市	H24～	
⑮-2	防災行政無線の整備	災害発生時に、迅速かつ確実な避難指示や災害情報を伝達するため、防災行政無線の屋外放送施設のバッテリー補強工事や老朽放送設備の改修を行い、市民に対する情報伝達手段を確保します。	市	H23～	

⑯	複数の情報伝達手段の確保	<p>災害情報を的確に市民へ伝達するため、防災行政無線及び戸別受信機のほか、ホームページでの公表、広報車の巡回、テレビ・ラジオ、エリアメール・緊急速報メールの活用など、複数の情報伝達手段を確保します。</p> <p>また、防災行政無線放送の内容を、テレホンサービスやメールサービス、インターネットなど、複数の情報媒体に掲載して情報提供を行います。</p>	市	継続	
⑰	複数の連絡手段の確保	<p>災害時に遠隔地となる他の自治体や関係機関との確実な通信を確保するため、可搬型の衛星電話機を設置します。</p>	市	H24～	
⑱	戸別受信機の貸出と適切な受信対策の推進	<p>市内全ての家庭や事業所への戸別受信機の配備や電波の受信困難な地域への屋外アンテナの設置を継続して推進するとともに、適切な取扱いなどについて周知徹底を図ります。</p>	市	継続	
⑲	被災者支援システムの構築と運用	<p>り災証明の受付による家屋等の調査判定結果を一元的に管理するシステムを構築し、各種支援制度や減免制度等に遺漏なく対応します。</p>	市	H24～	

(2) 地域の防災力の向上

【方針】

自主防災組織などが行う防災活動への支援をはじめ、災害時要援護者への支援体制整備や防災教育の推進、防災意識の啓発などにより、地域の防災力の向上を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	自主防災組織による防災活動への支援	自主防災組織が独自に取り組む防災訓練などの防災活動を支援します。	市・自主防災組織	継続	◎
②	安全な消防団活動への支援	救命胴衣の着用や安全な高台からの指示実施など、安全に消防団活動が行えるよう支援します。	市・消防団	継続	◎
③	災害ボランティア活動への支援	市社会福祉協議会などとの連携のもと、災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの登録や、支援を必要としている受入れ先の状況把握を行い、保険料の負担や交通手段の提供など、円滑かつ効果的な活動を支援します。	市・市社協	H23～	◎
④	防災に関する啓発活動	市報、リーフレット、ホームページなど、複数の情報媒体を活用して、家庭における防災対策、防災知識、避難方法などの啓発を強化します。	市	H23～	
⑤	学校、幼稚園、保育所での避難訓練	学校、幼稚園、保育所での危機管理マニュアルを見直し、災害に対応した避難訓練や保護者への引渡し訓練を実施します。	市	継続	
⑥	学校での防災・安全教育	発達段階に応じた防災に関する資料を活用し、災害に対する正しい知識と理解、安全な行動について指導を強化します。	市	継続	
⑦	学校での原子力に関する教育	原子力教育に関する教材を市内小・中学校へ整備し、原子力に対する理解を深めます。	市	H23～	
⑧	学校給食の安全安心の確保（本掲） （再掲：P24 3(2)方針4⑩）	放射性物質の検査などにより食材の安全性を確認し、安全安心な学校給食を提供します。	市	H23～	
⑨	学童クラブの安全対策	市内全学童クラブに戸別受信機を設置するとともに、児童引渡しカードを整備するなど、災害時の連絡体制を確立します。	市	H23～	

⑩	ブロック塀設置に関する指導など	ブロック塀などの倒壊危険性や正しい施工方法、補強の方法などについて、周知、普及に努めるほか、ブロック塀に代わる生垣設置の奨励制度を推進します。	市	継続	
⑪	災害時要援護者支援マニュアル等の見直し（再掲） （本掲：P5 1(1)③）	高齢者世帯、介護認定を受けている方、障害のある方などを対象とした災害時要援護者支援マニュアルを見直し、支援体制の強化を図ります。 また、災害時に外国人への情報伝達を円滑に行うための情報伝達マニュアルを作成します。	市	継続	
⑫	災害時要援護者世帯の把握	高齢者世帯、介護認定を受けている方、障害のある方などを対象とした災害時要援護者台帳を作成し、対象者の的確な把握に努めます。	市・地域	継続	◎
⑬	地域と連携した災害時要援護者の支援体制の強化	自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティアなどと連携して、災害時要援護者の速やかな安否確認や救援物資の配布、避難誘導など支援体制の強化を図ります。	市・地域	H23～	◎

(3) 原子力防災対策の充実

【方針】

原子力に関する市民への適切な情報提供はもとより、福島第一原発事故による甚大な被害を踏まえ、東海村に立地する東海第二原発の運転再開に対して県や原子力所在自治体のみを与えられている権限を、防災対策を重点的に充実すべき地域（EPZ）の見直しにあわせ拡大し、区域内の自治体全てが同じ権限を有するよう、原子力安全協定の見直しなどを要請していくとともに、原子力のあり方、原子力所在地域としてのまちづくりを再検討し、有事の際の迅速な対応や広域避難体制の整備など、安全安心の確保を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	原子力安全協定の見直し	原子力安全協定の締結範囲について、県央・県北地域の市町村と連携し、原子力所在自治体同様の権限を確保するよう、県及び事業者に対し要求します。	市	H23～	
②-1	東海第二原発への対応	東海第二原発の運転再開に係る事前協議について、県央・県北地域の市町村と連携し、原子力所在自治体同様の権限を確保するよう、県及び事業者に対し要求します。	市	H23～	
②-2	東海第二原発への対応	周辺市町村間で設置した県央地域首長懇話会や原子力所在地域首長懇談会において、東海第二原発への対応や原子力所在地域のまちづくりについて協議検討を行います。	市	H23～	
③	空間放射線量等の情報提供	福島第一原発の状況を注視しながら、小・中学校、幼稚園、保育所の校庭・園庭、公園などの空間放射線量や、農畜産物、給食食材の放射能検査結果などについて、ホームページなどを通じて公表します。	市	H23～	
④	水産物の放射能検査の実施（本掲） （再掲：P25 3(2)方針5⑦）	市内漁協で水揚げした水産物の放射能検査を強化するとともに、パンフレット配布やイベント等を通じ、水産物の安全安心についてのPR活動を推進します。	国・ 県・ 市	H23～	
⑤	放射線測定器の貸出	市民や市内の事業者を対象に、空間放射線量の現状を自ら把握・確認することを目的に、放射線測定器の貸出しを行います。	市	H23～	

⑥	除染実施計画に基づく除染対策	平均空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超える小・中学校の校庭や幼稚園の園庭，通学路，公園を除染対象として除染実施計画に位置付け，空間放射線量が年間1ミリシーベルトを下回るよう除染作業を実施するとともに，定期的に空間放射線量を測定し公表します。	市	H23～	
⑦	原子力災害時の避難対策等の検討	原子力災害に備え，国や県の対応方針に基づき，避難経路，避難先，住民への指導体制，指示連絡体制などについて検討します。	市	H23～	
⑧	原子力講習会の推進	原子力の専門家を原子力アドバイザーとして委嘱し，原子力講習会などによる広報啓発活動を推進するとともに，専門的見地からのアドバイスを得ながら復興施策を推進します。	市	継続	

2 災害時の安全安心の確保

(1) 避難所・避難路の機能強化

【方針1】

避難所の設置箇所について再検証を実施し、より適切な避難場所の確保や安全性に配慮した防災拠点施設の整備、迅速な避難所運営体制を整備するとともに、災害時における、より効果的な避難所への給水及び物資供給体制の構築を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①-1	適切な避難場所の見直し	地震、津波災害に備え、耐震性や津波浸水予想範囲を踏まえた、より安全な避難場所を指定します。	市	H23～	
①-2	適切な避難場所の見直し（本掲） （再掲：P18 2(3)④）	津波災害に備え、高台への避難所設置を推進します。	市	H23～	
②	避難所開設・運営体制の整備	避難所開設・運営の職員配置計画を策定するとともに、避難所の予備鍵の集中管理体制を構築し、迅速かつ円滑な避難所の開設、運営体制を確立します。 また、災害時応援協定を締結している市内の特別養護老人ホーム5施設を災害時の福祉避難所として活用します。	市	H23～	
③	防災倉庫等の設置と物資の備蓄	災害時の初期対応を迅速化するため、全ての指定避難所に防災備蓄倉庫を設置し、非常食、飲料水、毛布などの備蓄を行います。	市	H23～	
④	避難所における非常用電源の確保	災害時の電源を確保するため、全ての指定避難所に非常用発電機を配備するとともに、災害時要援護者の避難先となる公共施設等に太陽光発電蓄電装置を設置します。	市	H23～	
⑤	指定避難所以外の避難所への支援	地域の集会所などを活用して地域自らが開設した避難所に対し、物資の供給などの支援を行います。	市・地域	H23～	◎
⑥-1	応急給水の充実（本掲） （再掲：P17 2(2)方針2⑤-1）	断水時には、市内9中学校の給水所（給水拠点）で迅速かつ円滑な給水が行えるよう、車両積載用飲料水タンク（500リットル20個）を備蓄します。併せて、給水車を増車します。	市	H24～	
⑥-2	応急給水の充実（本掲） （再掲：P17・2(2)方針2⑤-2, P18・2(3)②）	災害時の断水に対応するため、避難所となる勝田地区の全ての小学校敷地内に防災用井戸を整備します。	市	H24～	

【方 針 2】

津波及び原子力事故を想定した避難経路として、主要幹線道路などの緊急輸送道路の活用や広域幹線道路、沿岸部における都市計画道路などの整備を推進するとともに、安全安心な都市基盤の形成を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	緊急輸送道路の活用	災害時の円滑な避難や支援物資の受入れについても緊急輸送道路である東水戸道路、国道6号、国道245号など市内23の幹線道路を活用します。	市	H23～	
②-1	国道 245 号の整備促進	広域的避難道路として、大洗町、ひたちなか市、東海村、日立市を結ぶ国道 245 号の拡幅整備（4 車線化、湊大橋架替え）を促進します。	県・市	継続	
②-2	西中根田彦線の整備	広域的避難道路として、JR常磐線との立体交差の整備により、交通の円滑化と国道6号や常磐自動車道へのアクセス性向上を図る環状道路として、また、原子力災害の備えとして西中根田彦線の整備を推進します。	市	H23～	
②-3	高野小松原線の整備	広域的避難道路として、消防救急活動の円滑化や原子力災害の備えとして、ひたちなか市北部地域と東海村を結ぶ高野小松原線の整備を推進します。	市	継続	
②-4	市道佐野中通り線の整備	広域的避難道路として、国道6号へのアクセス向上を図り、地域住民の避難経路を確保するため、市道佐野中通り線の整備を推進します。	市	H23～	
③-1	津波を想定した沿岸部の避難道路等の確保	那珂湊地区の市街地とひたちなか地区を結ぶ和田町常陸海浜公園線の整備を推進します。	市	H24～	
③-2	津波を想定した沿岸部の避難道路等の確保	那珂湊地区の市街地沿岸部の市道那珂湊海岸線（市道湊 1-1 号線）、市道那珂湊環状線（市道湊 1-2 号線）の復旧整備を行うとともに、沿線の危険箇所を解消するための法面保護工事を実施します。 【復興交付金事業】	市	H23～	
③-3	津波を想定した沿岸部の避難道路等の確保	那珂湊お魚市場から国道245号に向かって那珂湊地区の市街地を通る県道本町釈迦町線の整備を促進します。 【復興交付金事業】	県・市	継続	

③-4	津波を想定した沿岸部の避難道路等の確保	那珂川河岸や那珂湊漁港の周辺部における津波避難対策として、湊公園崖地の法面工事を行うとともに、眼鏡橋及びその取付道路を整備し、迅速かつ円滑な通行ができる避難経路を確保します。 【復興交付金事業】	市	H24～	
③-5	津波を想定した沿岸部の避難道路等の確保	磯崎町地内の崩落の危険性がある道路法面の石積擁壁を保護し、避難経路と住宅の安全性を確保します。	市	H24～	
④	被災宅地等の液状化対策	液状化によって地盤が変状した田中後、海門町地内の地盤状況を把握するための地質調査を行います。 【復興交付金事業】	市	H24～	
⑤-1	被災宅地等の崩落防止	武田地内の盛土地盤崩落防止のため、勝田停車場勝倉線の法面防護整備を行います。	市	H23～	
⑤-2	被災宅地等の崩落防止	本郷台団地、東中根団地、勝田台団地などの地盤の大規模崩落を防止するため、造成宅地滑動崩落対策を行います。 【復興交付金事業】	市	H23～	
⑥	安全な宅地造成の推進	災害に強い住宅地を形成するため、適切な造成が行われるよう指導するとともに、開発行為などが住宅適地で行われるよう誘導します。	市	継続	
⑦	災害公営住宅の整備	被災者の居宅を確保するため、県営勝倉アパート敷地内に災害公営住宅の整備を促進します。【復興交付金事業】	県・市	H24～	

【方針3】

産業が集積し、首都圏の物流拠点として発展する茨城港常陸那珂港区において、港湾利用者や港湾区域内労働者の安全安心を確保するため、避難場所、避難経路などを整備し、災害に強い港湾形成を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	茨城港常陸那珂港区復旧・復興方針の策定	港湾施設の本格的な復旧と災害に強い港づくりを計画的かつ効果的に推進し、地域の振興を図るため、茨城港常陸那珂港区復旧・復興方針を策定します。	国・県・市	H23～	

②	港湾の地震・津波対策	茨城港常陸那珂港区復旧・復興方針に基づき、災害に強い港湾を目指し、避難対策の強化、港湾の産業活動・まちづくりと連動した防護のあり方など、港湾区域内労働者の安全確保、企業生産活動への対策について検討します。	県・市	H23～	
③	避難対策の検討	港湾利用者及び港湾区域内労働者が迅速に高台へ避難できるよう、避難道路や避難場所の設置について検討します。	県・市	H24～	
④	中央埠頭の整備促進	建設機械輸出需要増加に対応し、災害時の緊急輸送の拠点ともなる水深 12mの耐震強化岸壁整備と埋立てによる工業用地などの造成を促進し、港湾機能の強化を図ります。	国・県・市	継続	
⑤-1	防波堤の整備促進	港内静穏度を確保し、安全な船舶航行、安定した荷役作業が行えるよう中央波除堤の整備を促進します。	県・市	継続	
⑤-2	防波堤の整備促進	港湾内及び阿字ヶ浦海岸の津波被害軽減を図るため、東防波堤の計画延長 6,000m までの早期整備を促進します。	国・県・市	継続	
⑥	防災行政無線の整備（再掲） （本掲：P 6 1 (1)⑮-1）	津波浸水予想範囲である茨城港常陸那珂港区内や磯崎町地内に防災行政無線の屋外放送施設を新設します。	市	H24～	

(2) 安全安心な施設等の整備

【方針1】

学校施設耐震化整備の前倒しや被災した小・中学校の再編整備を検討し、児童・生徒の安全安心の確保や地域の安全な避難場所としての活用を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	学校施設耐震化の推進	災害時における児童生徒の安全安心を確保し、地域の安全な避難場所として小・中学校及び幼稚園の耐震化を推進します。	市	継続	
②	小・中学校の再編整備の検討	小・中学校適正規模・適正配置基本方針に基づき、地域の地理的条件・歴史的な成り立ちによる生活圏や通学距離の問題などを踏まえ、被災した小・中学校の再編整備を検討し、よりよい教育環境の整備に努めます。	市	H24～	

【方針2】

市民、事業者への水道水の安定供給を図るため、取水源の分散化を継続するとともに、震災により甚大な損傷を受けた浄水場、配水管などの水道施設について、施設整備更新計画を策定するなど施設の耐震化を推進し、災害に強い水道施設の再構築を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	取水源の確保	那珂川からの取水、深井戸による地下水の取水、県中央広域水道事業からの受水の3つの取水源を確保し、引き続き、災害時におけるリスク分散を図ります。	市	継続	
②	配水施設の統合	湊系配水施設を見直し、十三奉行配水場及び阿字ヶ浦配水場の浄・配水機能を廃止して、耐震性のある上ヶ砂配水場へ統合します。併せて、非常用発電設備を整備します。	市	H24～	
③	水道施設の早期復旧	震災により損傷した那珂川からの取水口護岸の早期復旧を進めます。	市	H23～	
④	施設整備更新計画の策定	浄水場等の施設整備更新計画を策定し、災害に強い、耐震性のある水道施設に更新するとともに、配水管の耐震化を進めます。	市	H23～	

⑤-1	応急給水の充実 (再掲) (本掲：P12 2(1)方針1⑥-1)	断水時には、市内9中学校の給水所(給水拠点)で迅速かつ円滑な給水が行えるよう、車両積載用飲料水タンク(500リットル20個)を備蓄します。併せて、給水車を増車します。	市	H24～	
⑤-2	応急給水の確保 (再掲) (本掲：P12 2(1)方針1⑥-2)	災害時の断水に対応するため、避難所となる勝田地区の全ての小学校敷地内に防災用井戸を整備します。	市	H24～	

【方針3】

堤防、防潮堤、護岸、雨水排水施設、多目的遊水池など河川の改修整備を促進し、自然災害から市民の安全安心を確保する施設整備を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	河川の早期復旧	那珂川、鳴戸川の桶管、護岸、接続水路などの破損箇所の早期復旧を推進します。	国・ 県・ 市	H23～	
②	那珂川改修事業の促進	集中豪雨によるはん濫や浸水被害を解消するため、那珂川の三反田地区から下流河口までの早期整備を促進します。	国・ 県・ 市	継続	
③	中丸川改修事業の促進	中丸川のはん濫や、上流に位置する市街地の浸水被害を解消するため、多目的遊水地の早期完成及び河川改修を促進します。	県・ 市	継続	
④	本郷川改修事業の促進	中丸川改修事業にあわせ、本郷川の早期整備を促進します。	県・ 市	継続	
⑤	大川改修事業の推進	大川のはん濫を防止するため、早期整備を推進します。	市	継続	
⑥	新川の整備	新川の正常な機能を維持・保全するため、適切な維持管理を行います。	市	継続	

(3) 公共施設等の有効活用

【方針】

公園や市内小・中学校，高校等を避難場所など防災拠点施設として有効に活用し，災害時における安全安心な暮らしの確保を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	災害用簡易トイレの備蓄	災害時の対応として，災害用簡易トイレを指定避難所等へ備蓄します。	市	継続	
②	応急給水の充実 (再掲) (本掲：P 12 2(1)方針 1⑥-2)	災害時の断水に対応するため，避難所となる勝田地区の全ての小学校敷地内に防災用井戸を整備します。	市	H24～	
③	学校施設等耐震化の推進	災害時における児童生徒の安全安心を確保するため，小・中学校，幼稚園及び保育所の耐震化を推進します。	市	継続	
④	適切な避難場所の見直し(再掲) (本掲：P 12 2(1)方針 1①-2)	津波災害に備え，高台への避難所設置を推進します。	市	H23～	

3 産業の活性化

(1) 企業誘致の推進と雇用対策

【方 針】

北関東自動車道，茨城港常陸那珂港区といった本市の産業を支える社会基盤の優位性と新規立地企業などへの優遇制度を広くPRしながら，引き続き，ひたちなか地区を中心に企業誘致を推進し，産業の活性化と雇用の確保を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	積極的な税制優遇制度による企業誘致の推進	産業の活性化と被災者などの雇用機会を確保するため，茨城産業再生特区計画や市独自の課税免除により法人税，固定資産税などの税制優遇措置を拡大し，産業集積をより一層推進します。	国・ 県・ 市	H24～	
②	工場の緑地等規制の緩和による企業誘致の推進	工場立地法で規制されている緑地等の工場敷地面積に対する割合を茨城産業再生特区計画に基づき緩和し，工場等の新增設を促進します。	県・ 市	H25～	
③	企業誘致セミナーの開催（本掲） （再掲：P21 3(2)方針1①）	企業誘致セミナーを開催することにより，本市の優れたものづくり産業をPRするとともに風評被害を払拭し，ひたちなか地区を中心により一層の産業集積を推進します。	県・ 市	継続	
④	国内外ポートセールスの実施	茨城港常陸那珂港区への物流機能の集積と機能強化，さらなる利用を促進するため，国内外へのポートセールスを実施し，貨物量の増加，定期航路の運航再開，維持，拡大を図ります。	県・ 市	継続	
⑤	企業誘致活動の推進（本掲） （再掲：P21 3(2)方針1②）	北関東自動車道沿線の工業団地立地企業などへの積極的な企業誘致活動を推進します。	市	継続	
⑥	港湾振興の推進	定期コンテナ航路の拡充と維持，取扱貨物量の増加を図るため，航路を利用する新規荷主などに対する助成制度の創設を検討します。	県・ 市	H24～	
⑦	緊急雇用創出事業の推進	災害等による失業者への雇用機会を創出するため，被災失業者を雇用し，社員研修を実施する企業を支援するとともに，被災失業者等を一時的に雇用するなど，雇用機会の拡大を図ります。	市	継続	

⑧	震災特別相談窓口の開設	公共職業安定所に特設窓口を設け、被災者に対する就職相談や内定取消しへの対応を支援します。	国・市	継続	
⑨	産業活性化コーディネーターによる雇用対策	産業活性化コーディネーターにより市内中小企業に対し、雇用調整助成金や休業補償制度の活用を促すことにより、雇用の維持を図ります。	市	継続	
⑩	新卒者就業への支援	新卒者を雇用する企業に対し、雇用促進奨励金制度による支援を行い、雇用機会を確保します。	市	継続	

(2) 産業の振興

【方 針 1】

福島第一原発事故に伴う風評被害を払拭するため、地場産品や観光資源の安全性を広くPRし、地域経済の活性化の促進と産業力の強化により産業の復興を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	企業誘致セミナーの開催（再掲） （本掲：P19 3(1)②）	企業誘致セミナーを開催することにより、本市の優れたものづくり産業をPRするとともに風評被害を払拭し、ひたちなか地区を中心により一層の産業集積を推進します。	県・市	継続	
②	企業誘致活動の推進（再掲） （本掲：P19 3(1)④）	北関東自動車道沿線の工業団地立地企業などへの積極的な企業誘致活動を推進します。	市	継続	
③	ひたちなか市の魅力発信（本掲） （再掲： P23・3(2)方針4⑧、 P25・3(2)方針5⑤、 P25・3(2)方針6②）	市の観光PRのため、関東近郊エリアにおいてテレビCMの放映や、観光キャラバンによる県内外でのイベントを開催することで、本市の観光資源、地場産品の魅力と安全性を積極的にPRし、多方面からの誘客を図ります。	市	H23～	

【方 針 2】

商工会議所などと連携し、被災した市内中小企業等への資金調達、経営の安定化、技術力の向上等を積極的に支援し、本市の優れた産業の復興を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	東日本大震災復興緊急保証融資制度事業の推進	被災した中小企業者に対し、県の東日本大震災復興緊急融資による設備資金や運転資金の利用を推進し、災害復旧や経営の安定化を支援します。	県・市	H23～	
②	東日本大震災復興緊急融資信用保証料補助事業の推進	県の東日本大震災復興緊急融資を利用した事業者に対し、保証料の全額又は一部を補助し、経営安定化を支援します。	県・市	H23～	
③	東日本大震災復興緊急融資利子補給事業の推進	県の東日本大震災復興緊急融資を利用した事業者に対し、利子の全額又は一部を補給し、経営安定化を支援します。	県・市	H23～	

④	中小企業等グループ施設等災害復旧整備事業の推進	被災した中小企業者に対し、施設・設備の復旧整備費用の一部を補助し、経営安定化の支援と産業の復興を推進します。	県・市・商工会議所	H23～	
⑤	新製品等開発への支援	中小企業と茨城大学・茨城工業高等専門学校などとの共同研究を奨励・支援し、優れた技術と独創性を活かした新製品開発などを旨とする積極的な取組みを支援します。	市	継続	
⑥	産業活性化コーディネーター事業の推進	産業活性化コーディネーターによる市内中小企業への経営安定化、技術力向上などを支援するとともに、復興関連補助制度等の周知及び活用支援を積極的に行い、ものづくり産業の集積と活性化を図ります。	市	継続	

【方針3】

活性化イベントへの支援などにより、JR勝田駅、佐和駅、ひたちなか海浜鉄道那珂湊駅周辺地域を中心とした商店街の集客力を強化し、市内消費の拡大を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	プレミアム付商品券発行への支援	商工会議所が実施するプレミアム付商品券発行事業を支援し、市内の消費拡大と経済活性化を図ります。	市・商工会議所	継続	◎
②	活性化イベントへの支援	商工会議所が実施する商店街でのイベントの開催を支援し、集客力の強化を図ります。	市・商工会議所	継続	◎
③	空き店舗チャレンジショップ事業の推進（本掲） （再掲：P 29 4(3)③）	空き店舗チャレンジショップ事業を推進し、商店街の空き店舗に出店した事業者に出店奨励金を交付することで、新規創業者への支援と商店街への多様な業種・業態を導入し、商店街の活性化を図ります。	市・商工会議所	継続	◎
④	駅前イルミネーション事業の推進	イルミネーションの設置により、駅前の景観向上に努め、買い物客が快適に利用できる魅力ある商店街づくりを支援します。	市・商工会議所	継続	◎
⑤	公共交通の利用促進（本掲） （再掲：P 30 4(4)③-2）	商店街など駅周辺の中心市街地と住宅地を結ぶ公共交通の利便性を高め、市内消費の拡大を図ります。	市	継続	

【方 針 4】

被災した農業共同施設などの生産基盤の復旧を促進し、地域農業の早期復興と地場農作物の販路拡大を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	ふるさと農道整備事業の促進	ふるさと農道（市毛津田地区・勝倉美田多地区）について、集落間の移動や出荷物流通の円滑化を図るとともに、災害時の避難路として活用できるよう整備を促進します。	市	継続	
②	農業用水の安定供給確保	農業用水の安定的な供給を図るため、那珂川沿岸地区国営土地改良事業を促進するとともに、被災し水利機能が損なわれた新堤、柳沢などのため池を整備し、安全な水利施設を確保します。	市	継続	
③	農業用排水施設の整備	土地改良区などが実施する農業用排水施設の整備に対して補助し、円滑な排水機能を確保するとともに、老朽化施設の改修を行い、地域農業の復興を推進します。	市・土地改良区	H23～	
④	農協系統農業災害資金の利子補給金の支給	農畜産物の出荷制限などに対応し、被害農家の農業再生産の確保と経営の安定化を図るため、借入農家(J A正組合員)へ利子補給金を支給します。	市	H23～	
⑤	農業災害資金利子補給金の支給	農畜産物の出荷制限や風評被害などに対応し、被害農家の農業経営の安定化を図るため、借入農家(J A正組合員)へ利子補給金を支給します。	市	H23～	
⑥	農業共同利用施設災害復旧・復興への支援	被災したひたちなか農業協同組合が所有する冷蔵庫、集出荷所などの共同利用施設の復旧費用を支援します。	市	H23～	
⑦	農業体質強化基盤整備促進事業の促進	土地改良区が行う麦、大豆等の戦略作物の生産拡大に必要な農業用排水施設の緊急的な新設・改修などの整備に対して補助し、施設の復旧・復興を促進します。	国・市	H24～	
⑧	ひたちなか市の魅力発信（再掲） （本掲：P 21 3(2)方針 1③）	市の観光PRのため、関東近郊エリアにおいてテレビCMの放映や、観光キャラバンによる県内外でのイベントを開催することで、本市の観光資源、地場製品の魅力と安全性を積極的にPRし、多方面からの誘客を図ります。	市	H23～	

⑨	ほしいものブランド化と販路拡大	茨城ほしいも対策協議会を通じて、全国の生産量を誇るほしいもの魅力と安全性をホームページなどで周知するとともに、品評会などの開催によるブランド化と販路の拡大を促進します。	市	H23～	
⑩	農畜産物の放射能検査の実施	一般農家が生産する農産物の放射能検査を実施し、ひたちなか市産の農産物の安全対策を推進します。	市	H23～	
⑪	学校給食の安全安心の確保（再掲） （本掲：P8 1(2)⑧）	放射性物資の検査などにより食材の安全性を確認し、安全安心な学校給食を提供します。	市	H23～	

【方針5】

被災した水産業共同施設などの水産基盤の復旧を促進し、水産業の早期復興と水産加工品の販路拡大を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①-1	漁港施設の復旧	護岸・防波堤等甚大な被害を受けた漁港施設の早期復旧を促進します。	県・市	H24～	
①-2	漁港施設の復旧	漁港関係者、観光客等が共同で利用する漁港環境施設（休憩所、トイレ等）の整備をすることにより、漁港環境の向上及び地域にぎわいの創出を図ります。 【復興交付金事業】	県・市	H24～	
①-3	漁港施設の復旧	鮮度保持施設（冷凍冷蔵庫、荷捌所、滅菌設備、製氷施設）等の更新により耐震性と作業効率を高め、省エネ化、高衛生管理に対応した流通施設を整備します。	市・漁協	H24～	
①-4	漁港施設の復旧	加工処理施設、地魚販売所、蓄養設備・保管施設の整備による6次産業化を推進します。	市・漁協	H24～	
①-5	漁港施設の復旧	那珂湊漁港を利用する漁船の燃料供給施設の復旧を促進します。	市・漁連	H24～	
②	漁業経営対策資金 利子補給金の支給	被災漁業者に対し、漁船、漁具等の修理、復旧に要する設備資金の融資に対する利子を支給します。	市	H23～	

③	緊急漁業対策資金 利子への助成	被災したことで休漁を余儀なくされた漁業者のうち、茨城県信用漁業協同組合連合会から融資を受けた漁業者に対する利子を助成します。	市	H23～	
④	水産業共同利用施設 災害復旧・復興への支援	市内漁業協同組合が所有する被災した共同利用施設の早期復旧を図るための施設整備を支援します。	市	H23～	
⑤	ひたちなか市の魅力 発信（再掲） （本掲：P21 3(2)方針1③）	市の観光PRのため、関東近郊エリアにおいてテレビCMの放映や、観光キャラバンによる県内外でのイベントを開催することで、本市の観光資源、地場製品の魅力と安全性を積極的にPRし、多方面からの誘客を図ります。	市	H23～	
⑥	魚食の普及	産業交流フェアや姉妹都市交流事業などのイベントに参画し、試食及び販売を通じて、魚食の普及と販路の拡大を図ります。	市・漁協・加工協	H23～	
⑦	水産物の放射能検査 の実施（再掲） （本掲：P10 1(3)方針1④）	市内漁協で水揚げした水産物の放射能検査を強化するとともに、パンフレット配布やイベント等を通じ、水産物の安全安心についてのPR活動を推進します。	国・県・市	H23～	

【方針6】

海水浴場や磯遊びの場である阿字ヶ浦・磯崎・平磯海岸，史跡・旧跡，国営ひたち海浜公園，地場産品などの豊富な観光資源を広域的にPRするとともに，イベントの開催などによる誘客を図り，観光業の復興を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	各種イベントの開催	ひたちなか祭り，ひたちなか市産業交流フェア，みなと産業祭，勝田全国マラソン大会等の開催や企業等が主催するイベントの後援を通して，市民の参画と交流，地域のにぎわいを創出するとともに，本市産業を広くPRし，多方面からの誘客を図ります。	市	継続	◎
②	ひたちなか市の魅力 発信（再掲） （本掲：P21 3(2)方針1③）	市の観光PRのため、関東近郊エリアにおいてテレビCMの放映や、観光キャラバンによる県内外でのイベントを開催することで、本市の観光資源、地場製品の魅力と安全性を積極的にPRし、多方面からの誘客を図ります。	市	H23～	

③	海水浴場の安全対策	離岸流調査，災害時の避難経路の案内表示，定期的な放射線量の測定と公表など海水浴場の安全対策を図ります。	市	H23～	
④	国営ひたち海浜公園の整備促進	広域的な観光・レクリエーションの拠点である国営ひたち海浜公園について，北関東自動車道やひたちなか海浜鉄道の利用促進と連携したPRを行うとともに，より一層魅力ある拠点施設とするため，豊かな自然環境の保全を図りつつ，隣接する阿字ヶ浦海岸との一体的な整備・管理運営を促進します。	国・ 県・ 市	継続	

4 地域の活性化

(1) 新たなまちづくりによる賑わいの創出

【方 針】

通勤・通学，観光客の増加を図るため，ひたちなか海浜鉄道沿線に公共施設等を整備するなど新たなまちづくりに取り組み，交流による賑わいの創出を推進します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	避難路の整備	津波災害に備え，地域住民及び那珂湊お魚市場への来訪者の避難路として，和田町常陸海浜公園線を整備します。	市	H24～	
②	新たな土地利用の検討	防災対策や再生可能エネルギー導入などの観点から，土地区画整理事業等において，新たな土地利用を検討します。	市	H24～	
③-1	公共交通の利用促進	国営ひたち海浜公園，那珂湊お魚市場などの市内観光地への公共交通の利便性を高め，誘客の促進と観光の活性化を推進します。	市	継続	
③-2	公共交通の利用促進	ひたちなか海浜鉄道沿線住民の需要等と連動した新駅の設置を検討します。	市・海浜鉄道	H24～	

(2) 協働のまちづくり

【方 針】

今回の震災により、行政、自主防災組織、関係機関などがそれぞれの役割を果たし、助け合い、支え合いながら協働のもと災害対策に当たることの重要性が再認識されたことから、行政と地域において地域の諸課題を共有し、課題解決に向けて取り組む場として「まちづくり市民会議」の設置及び運営を促進します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	市民会議の設置促進	コミュニティ組織やNPO・市民活動団体との連携のもと、地域・市民が主体的にまちづくりに参加し、地域における課題の解決に取り組む「まちづくり市民会議」の設置を促進します。	市・地域・NPO	継続	◎
②	市民会議の協働運営促進	地域内の連携を強化し、また、地域と行政が協働して地域住民の自発性を向上させ、地域の課題を解決するため、「まちづくり市民会議」の協働運営を促進します。	市・地域	H24～	◎
③	地域課題の市政への反映	まちづくり市民会議の連絡会議を設置し、地域の課題についての情報共有を促進するとともに、市内においても情報を共有し、課題解決に向けた取組みを市政に反映できる体制を強化します。	市・地域	H24～	◎
④	地域運営の促進	地域活動の拠点として、公民館、コミュニティセンター、学習センターの地域運営を促進します。	市・地域	H24～	◎
⑤	市民交流センターひたちなか・ま運営	「市民交流センター ひたちなか・ま」を市民交流の活動拠点としてNPOとの協働により運営します。	市・NPO	H24～	◎

(3) 未利用施設の有効活用

【方針】

観光拠点施設や災害時における防災拠点施設などとして、未利用施設の有効な活用方を検討し、地域の安全安心と活性化を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	県立那珂湊第二高等学校の跡地利活用	県立那珂湊第二高等学校の跡地を磯崎小学校及び那珂湊中学校改修に伴う代替校舎として使用するとともに、各種専門学校や地域のスポーツ施設、防災拠点施設としての利活用を図ります。	市	H23～	
②	放射線医学総合研究所の跡地利活用	放射線医学総合研究所の跡地を中生代白亜紀層が一望できる平磯海岸や漁港近くの立地条件をいかし、観光拠点としての利活用を検討します。	市	H24～	
③	空き店舗チャレンジショップ事業の推進（再掲） （本掲：P22 3(2)方針3(3)）	空き店舗チャレンジショップ事業を推進し、商店街の空き店舗に出店した事業者に出店奨励金を交付することで新規創業者への支援と商店街への多様な業種・業態を導入し、商店街の活性化を図ります。	市・ 商工 会議 所	継続	◎

(4) 公共交通体系の再編整備

【方針】

コミュニティバス，ひたちなか海浜鉄道について，他の公共交通機関との連携強化を図るとともに，利用者の視点にたった運行ダイヤ及びルートの見直しにより，通勤・通学・通院といった日常生活や観光客にとっての利便性向上及び商業活性化に寄与する公共交通体系の構築を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	公共交通体系の構築	コミュニティ交通，ひたちなか海浜鉄道と他の公共交通機関との総合的かつ効果的な連携を推進します。	市	継続	
②	公共交通ターミナル機能の活用	勝田駅東口の新たな公共交通ターミナルの機能を活用し，交通案内を充実させるなど，公共交通の利便性の向上を図ります。	市	H24～	
③-1	公共交通の利用促進	駅や店舗，病院，公共施設などと住宅地を効率的に結び，日常生活での利用における利便性の向上を図り，市内消費を活性化します。	市	継続	
③-2	公共交通の利用促進（再掲） （本掲：P22 3(2)方針3⑤）	国営ひたち海浜公園，那珂湊お魚市場などの観光地への公共交通の利便性を高め，誘客の促進と観光の活性化を推進します。	市	継続	

5 再生可能エネルギーの導入

(1) 再生可能エネルギー導入の検討

【方 針】

避難所などへの非常用自家発電機の配備に加え、太陽光発電を利用した蓄電装置の設置を推進するとともに、原子力や化石エネルギーの代替発電機能として、太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギー発電施設の誘致を検討し、災害時における市民生活の安全安心の確保を目指します。

【復興事業】

No.	事業	事業内容	実施主体	期間	協働
①	再生可能エネルギー発電施設の導入検討	原子力発電に代わる再生可能エネルギー発電の普及を促進するため、大規模太陽光発電施設や風力発電施設などの再生可能エネルギー発電施設について、送電線網が整備された広大な開発空間を有するひたちなか地区への誘致を検討します。	市	H23～	
②	蓄電装置の設置推進	避難所や市内公共施設への太陽光発電蓄電装置の設置を推進します。	市	H24～	
③	住宅用太陽光発電設備への補助の検討	太陽光発電の普及促進を図るため、住宅用太陽光発電設備設置への市独自の補助の必要性について、国の動向を踏まえながら検討します。	市	H24～	

復興計画用語解説

* 再生可能エネルギー（目次、P 1 他）

太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマス等、自然の力で定常的に補充されるエネルギー。

* 自主防災組織（P 4、6 他）

地域の住民により自主的に結成された自発的な防災活動を行う組織。本市では、既存の自治会組織を活用して結成しており、本部を中心に、情報班、消火班、救出救護班、要援護者班、避難誘導班、給食給水班で組織されている。

* 総合防災マップ（P 5）

洪水、津波、土砂災害危険区域等あらゆる災害情報を幅広く網羅した地図。

* 災害拠点病院（P 5、6）

地震・津波・台風・噴火等の災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院。各都道府県の複数の市町村を単位とする二次医療圏ごとに原則1カ所以上整備される。

* 復興交付金（P 5、13 他）

東日本大震災により著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のため、それぞれの被災地方公共団体が「復興交付金事業計画」を作成し、この事業計画に基づく事業に対して国から交付される交付金。

* 災害時相互応援協定（P 6）

暴風、豪雨、地震等による災害が発生した場合に、応急対応および復旧対策を円滑に遂行するために自治体間で締結される協定。

* 災害時応援協定（P 6、12）

災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関との間で締結される協定。

* 地域医療支援病院（P 6）

医療機関の役割分担と連携を適切に行うため、地域の病院・診療所を後方支援する病院。

* エリアメール（P 7）

気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けサービス。発信元の地方公共団体の対象エリアにいる利用者に限定して配信するため、回線混雑の影響を受けないとされている。

* EPZ（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲：Emergency Planning Zone）（P 10）

国の原子力防災指針で、事故に備えて住民への連絡手段確保や屋内退避、避難方法の周知など重点的な防災対策を求められる原子力発電所、研究段階にある原子炉施設及び50メガワットより大きい試験研究の用に供する原子炉施設から半径8～10キロの範囲。

* 原子力安全協定（P 10）

原子力事業者と地元自治体との間で締結される「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」の略称。

* 指定避難所（P 12、18）

大規模な災害が発生した（発生が予想される）場合に住民が避難する施設で、市が指定する小学校、中学校、高等学校、公民館等の避難施設。本市では、61施設を指定避難所としており、非常食、毛布等を備蓄している。

* 桶管（P 17）

用水流入や内水排除のため堤防を貫通して設置される地下水路。

*** 多目的遊水地（P 17）**

河川のはんらん抑制政策として防災調節池等をつくり、合わせて公園，緑地，スポーツ施設等を整備して多目的な利用を図る事業。

*** 災害用簡易トイレ（P 18）**

組み立て式の段ボール製の便座及び既存の洋式トイレの便座にビニール袋を被せて使用し、凝固剤により処理する簡易式トイレ。（製造メーカーにより多少異なります。）

*** 茨城産業再生特区（P 19）**

震災の被害が甚大であった沿岸部を中心に被災地域の経済活性化を図るため、県内の指定された区域において雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人などが税制上の特例措置を受けられる制度。

*** ポートセールス（P 19）**

航路の誘致や貨物の集荷を目的とした港湾のPRを行い、港湾の利用を働きかける活動。

*** 産業活性化コーディネーター（P 20, 22）**

市内中小企業の課題解決や産学官連携などを支援するため、企業訪問をしながら指導・助言を行うとともに、関係機関や企業間の仲立ちをする者。

*** 中小企業等グループ施設等災害復旧整備事業（P 22）**

被災した県内中小企業等の施設・設備の復旧、整備を支援するため、被災地域の中小企業等で構成されたグループに対し、復旧等に必要な経費の一部を補助する事業。

*** チャレンジショップ（P 22, 29）**

新たに商売を始めようとする人が、本格的な出店に先立ち、実践により経営ノウハウを学ぶための仮店舗。

*** まちづくり市民会議（P 28）**

まちづくり市民会議とは

- ・「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」に基づき、まちづくりに関する課題や市の施策などについて、市民と市が自由に意見交換するための場であり、市民がまちづくりに参加するための一つの仕組みです。
- ・まちづくり市民会議では、特定の人が集まって話し合うだけではなく、市民の方々が日常生活や地域活動、市民活動などで感じている問題や課題について、どうすればまちが良くなるのか普段思っていることを自由に話し合います。
- ・その話し合いの中で、課題等の解決方法を見つけて、自ら解決できるものは自ら実行します。また、市の施策などについては、市や関係機関等と協議し、提案をしていきます。

まちづくり市民会議体系図

コミュニティ市民会議
（コミュニティ組織）

9地区（中学校区単位）のコミュニティ組織が実施主体となって、公民館・コミュニティセンター等を拠点として市民会議を運営し、地域課題などについて話し合い、合意形成を図り、解決に向けて実行していきます。

連携

テーマ型市民会議
（NPO・市民活動団体等）

NPO・市民活動団体などが実施主体となって、環境・福祉・子育てなどの個別テーマについて話し合い、解決に向けて実行していきます。

コミュニティ組織連絡協議会

9地区のコミュニティ組織の代表者で構成し、市民会議の課題・提案についての情報交換やコミュニティ組織相互の情報交換を行います。

協働（協議・提案・実行）

地域・団体だけでは実行できない事業については、市・関係機関・事業所等と協議し、協働で行います。

復興計画諮問書

ひたちなか市諮問第3号

平成24年3月22日

ひたちなか市総合企画審議会
会長 小 柳 武 和 殿

ひたちなか市長 本 間 源 基

ひたちなか市復興計画の策定について（諮問）

ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成6年条例第15号）第3条第2項の規程に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. ひたちなか市復興計画について

復興計画答申書

平成24年8月20日

ひたちなか市長 本間源基 殿

ひたちなか市総合企画審議会
会長 小柳 武和

ひたちなか市復興計画の策定について（答申）

平成24年3月22日付け ひたちなか市諮問第3号をもって、本審議会に諮問のあった件について、慎重に審議した結果、別添「ひたちなか市復興計画（案）」としてまとめましたので、下記の意見を付して答申します。

記

1. 地域の絆を活かし、災害時要援護者への支援体制を整備するなど協働により全市的な防災対策の強化を図るとともに、原子力に関する市民への適切な情報提供を行いながら、有事における広域避難体制の整備を進めるなど、原子力所在地域として安全安心の確保できるまちづくりに努められたい。
2. 迅速な避難所運営体制を整備するとともに、避難所となる学校施設耐震化整備を迅速に行うなど安全性に配慮した防災拠点施設の整備、災害に強い水道施設の再構築、津波及び原子力事故を想定した避難経路の整備を推進するなど安全安心な都市基盤の形成に努められたい。
3. 積極的な企業誘致を推進しながら、多様な産業への支援を行うとともに、魅力ある観光資源を広域的にPRし、産業の活性化と雇用の確保に努められたい。
4. 利用者の視点に立った公共交通体系の整備を行うとともに、行政と地域において地域の諸課題を共有し、課題解決に向けて取り組む場として「まちづくり市民会議」の設置及び協働運営を促進し、公民館等の地域運営を促進するなど協働のまちづくりに努められたい。
5. 福島第一原発事故を踏まえ、原子力、化石燃料の代替エネルギーとして、太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギー発電施設の誘致を積極的に行うとともに、公共施設への太陽光発電蓄電装置の積極的な設置に努められたい。

ひたちなか市総合企画審議会委員名簿

(順不同)

	氏名	所属・役職名	備考
公 共 的 団 体	鈴木 誉志男	ひたちなか商工会議所・会頭	
	刈 部 操	ひたちなか市市民憲章推進協議会・会長	
	大和田 敬 治	ひたちなか市自治会連合会・顧問	
	鈴木 宏 康	ひたちなか青年会議所・理事長	
	砂 押 英 明	ひたちなか農業協同組合・代表理事組合長	
	齋 藤 利 子	ひたちなか市ボランティア連絡協議会・会長	
	谷 口 かよ子	ひたちなか市社会福祉協議会・副会長	
	神 保 忠 正	ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会・会長	
	根 本 一 実	那珂湊漁業協同組合・参事	
	宮 本 宏 一	ひたちなか市PTA連絡協議会・会長	H24.5.13 退任
	鹿志村 定 己	〃	H24.5.14 新任
	小 坏 三千代	ハーモニーひたちなか・会長	
学 識 経 験 者	小田島 俊 夫	ひたちなか市教育委員会・委員長	
	小 柳 武 和	茨城大学工学部・教授	会長
	横 山 和 弘	(株)日立製作所都市開発システム社総務本部・部長代理	
	日 下 部 治	茨城工業高等専門学校・校長	
	鶴 田 敦	医療法人 秀仁会 さくら水戸クリニック・院長	
	遠 山 勤	財団法人 常陽地域研究センター・理事長	
	菊 池 道 子	学習塾きくち 講師	
	原 伸 一	ひたちなか市都市計画審議会・委員	
	渡 辺 敦 子	茨城キリスト教大学生生活科学部・教授	副会長
	綱 川 正	財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社・理事	
一 般 公 募	楳 田 美紀子	NPO法人生活支援ネットワークこもれび・理事長	
	大 畑 まり子	地域ボランティア 津田げんき会・代表	
	高 島 洋 平	NPO法人未来ネットワークひたちなか・ま理事長	

ひたちなか市復興計画 策定の経過

開催日	会議等名称
平成 24 年 3 月 22 日	ひたちなか市総合企画審議会（第 1 回） ひたちなか市復興計画 諮問 ひたちなか市復興ビジョンについて ひたちなか市復興計画（たたき台）について 今後の総合企画審議会のスケジュール（案）について
4 月 17 日	第 1 回まちづくり復興調査特別委員会
4 月 23 日	第 2 回まちづくり復興調査特別委員会
5 月 14 日	ひたちなか市総合企画審議会（第 2 回） ひたちなか市復興計画（素案）について 今後の総合企画審議会のスケジュール（案）について
5 月 21 日	第 3 回まちづくり復興調査特別委員会
6 月 7 日	ひたちなか市議会全員協議会報告 パブリック・コメントの実施について
6 月 11 日～	パブリック・コメント（7 月 10 日まで）
8 月 7 日	第 4 回まちづくり復興調査特別委員会
8 月 9 日	ひたちなか市総合企画審議会（第 3 回） ひたちなか市復興計画（案）について 総合企画審議会からの答申（案）について
8 月 20 日	ひたちなか市総合企画審議会 答申
8 月 27 日	庁議 ひたちなか市復興計画（案）について 庁議決定